

軽自動車の手続きは忘れずに！！

今月中に、軽自動車税の納付書を発布します。軽自動車税を含む市税などは、納期限までに必ず納めましょう。

納付をしないまましていると悪質な滞納者として、預貯金・給与・車やその他動産などが差押えとなります。

しっかりと廃車や譲渡の手続きを

しない限り、自動車は登録されたまままで毎年課税されてしまいます。手続きの不備などで皆さんが損をしないようにご注意ください。

また、手続きに関するお問い合わせ先は、自動車の種類により変わります。下記の連絡先へお問い合わせください。

市税等 収納向上

information

問合せ
納税係 ☎32-2219

今月の納付

- 固定資産税 1期
都市計画税
- 軽自動車税 定期
納期限 5月31日(水)まで

廃車・譲渡などの手続き先

●札幌ナンバーのうち軽四輪及び二輪(125cc～250cc以下)

札幌地区軽自動車協会

札幌市北区新川5条20丁目1-20 ☎011-768-3955

●札幌ナンバーのうち二輪(250cc超)

北海道運輸局札幌運輸支局

札幌市東区北28東1 ☎050-5540-2001

●赤平市ナンバーの車両

市税係 ☎32-2219

軽自動車税の減免申請

障がいのある方のために使用する軽自動車で、一定の要件に当てはまる場合は、申請により減免制度を受けることができますので、申請期間内に手続きをお願いします。

市税係
☎32-2219

減免対象となる軽自動車など

▼「障がいのある方が所有する車両」または「障がいのある方と生計を同じくする方が所有する車両」で、

(1) 主としてその障がいのある方が運転するもの

(2) 主としてその障がいのある方の通院、通学などのために、その障がいのある方と生計を同じくする方が運転するもの

▼「障がいのある方のみで構成される世帯において障がいのある方が所有する車両」で、その障がいのある方を常時介護する方が、主としてその障がいのある方の通院、通学などのために運転するもの

適用基準

平成29年4月1日現在、次の要件の方、及び車両が対象です。

① 身体障害者手帳を受けている方
○ 下表のとおり

② 知的障がいのある方

○ 療育手帳の交付を受けている方
○ 知的障害者更正相談所または

児童相談所の交付する判定書面により知的障がいがあると判定された方

③ 精神に障がいのある方

○ 精神障害者保健福祉手帳(1級、2級、3級)を受けている方
○ 精神保健指定医の診断書により精神に障がいがあると診断された方

④ 戦傷病者手帳を受けている方

○ 戦傷病者手帳を受け、一定の範囲の障がい有する方

⑤ 特別仕様車

申請の際、昨年から個人番号カードまたは個人番号通知カードが必要になりました。詳細は納税通知書に同封の「減免申請について」をご覧ください。

主な条件

▼ 減免は1人につき1台までです。(普通自動車税の減免を受けている方は対象になりません)

▼ 市社会福祉課から、タクシーチケットの交付を受けられている方は対象になりません。

▼ 減免申請期限 5月31日(水)まで
※ 期限をすぎますと受付できません。申請は毎年行ってください。

その他

○ その構造が主として身体障がい者などの利用に供するためにつくられた軽自動車

障がいの区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
下肢不自由	○	○	○	○	○	○
体幹不自由	○	○	○		○	
視覚障がい	○	○	○	○		
聴覚障がい		○	○			
平衡機能障がい			○		○	
音声機能障がい			△			
上肢不自由	○	○	○			
乳幼児期以前の脳病変による運動機能障がい	○	○	○			
移動機能	○	○	○	○	○	○
心臓機能障がい	○		○	○		
じん臓機能障がい	○		○	○		
呼吸器機能障がい	○		○	○		
ぼうこう・直腸機能障がい	○		○	○		
小腸機能障がい	○		○	○		
人免疫不全ウィルスによる免疫機能障がい	○	○	○	○		
肝臓機能障がい	○	○	○	○		

○ 該当 △ 咽頭摘出による障がいに限る

均等割 2 割・5 割軽減の範囲が見直されました

- 保険料均等割軽減のうち、2 割・5 割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直されました。

【平成28年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (26万 5 千円 × 世帯の被保険者数)	5 割軽減
33万円 + (48万円 × 世帯の被保険者数)	2 割軽減



【平成29年度】から

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (<u>27万円</u> × 世帯の被保険者数)	5 割軽減
33万円 + (<u>49万円</u> × 世帯の被保険者数)	2 割軽減

問合せ
国保賦課徴収係
☎ 32-2214
北海道後期高齢者
医療広域連合
☎ 011-290-5601



所得割の軽減割合が見直されました

- 保険料所得割軽減の割合が、次のとおり見直されました。

【平成28年度】

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5 割軽減



【平成29年度】から

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	<u>2 割軽減</u>

被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が見直されました

- この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が、次のとおり見直されました。

【平成28年度】

区分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	9 割軽減



【平成29年度】から

区分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	<u>7 割軽減</u>

※所得の状況により、均等割の軽減割合が 9 割、または 8. 5割に該当することがあります。

保険料の計算方法(平成29年度)

- 保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割
【1 人あたりの額】
49, 809円

+

所得割
【被保険者本人の所得に応じた額】
(平成28年中の所得 - 33万円) × 10. 51%

=

1 年間の保険料
(100円未満切捨て)《上限額:57万円》

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。